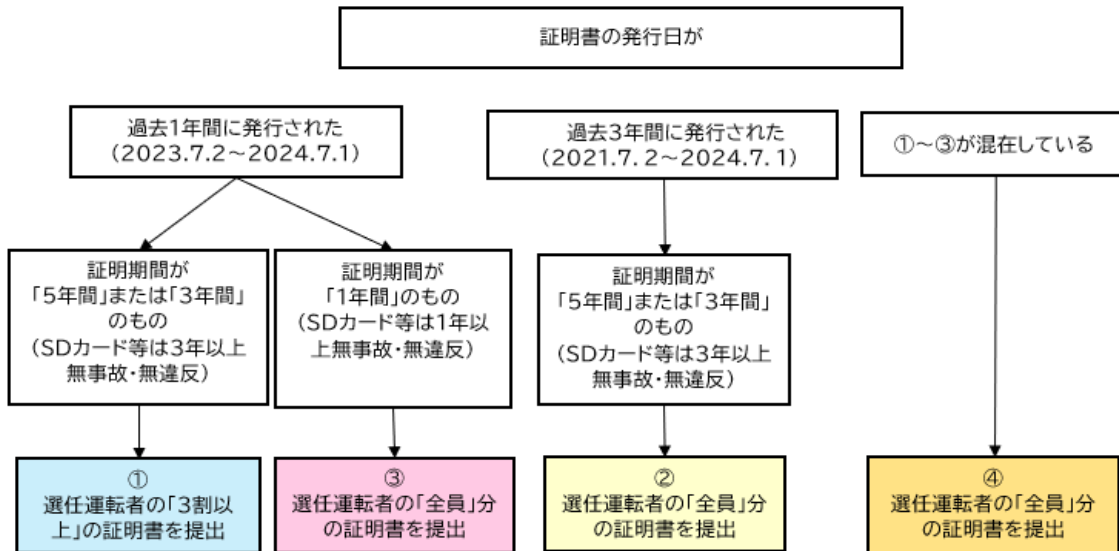


グループ1 - (3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施

以下の①～④のいずれかに当てはまる状況が確認できれば加点となります。

- ① 過去1年間（2023年7月1日～2024年7月2日）に発行された「5年間」又は「3年間」の運転記録証明書等を選任運転者の3割以上、確認できる。
- ② 過去3年間（2021年7月1日～2024年7月2日）に発行された「5年間」又は「3年間」の運転記録証明書等を選任運転者の全員分、確認できる。
- ③ 過去1年間（2023年7月1日～2024年7月2日）に発行された「1年間」の運転記録証明書等を選任運転者の全員分、確認できる。
- ④ ①～③の運転記録証明書等のいずれかを選任運転者の全員分、確認できる。（①～③、提出できる資料の種類が混在している場合。選任運転者の全員分が必要。）



(SDカード)

役職員名簿に選任運転者として名前の記載があること。名前にカラーのマーカー等で印を付ける。

1～2は③、3以上は①

過去1年以内は①、過去3年以内は②

